

佐久市立国保浅間総合病院テレビ付床頭台貸借
技術提案者審査委員会設置要領

(目的)

第1条 佐久市立国保浅間総合病院テレビ付床頭台貸借業務の技術提案（以下、「技術提案」という。）について公正かつ適正な審査及び評価を行うため、佐久市立国保浅間総合病院床頭台貸借業務技術提案者審査委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(委員会の任務)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 実施要領の承認に関すること。
- (2) 技術提案等の審査及び候補者の決定に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員6人で組織する。

(委員長)

第4条 委員会には、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を総括し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、審査委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことが出来る。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、任命又は委嘱した日から企画提案の審査及び評価の終

了日までとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課 用度係において処理する。

(補足)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和5年9月20日から施行する。